

○申請方法・申請期間編

Q 当初支援金、追加支援金、第3弾支援金、第4弾支援金とは何ですか。

→当初支援金とは、奈良県トラック協会が「奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金 交付要綱(申請期間：令和4年8月1日～10月31日)」に基づき交付した支援金を指します。

追加支援金とは、奈良県トラック協会が「奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金(追加支援) 交付要綱(申請期間：令和5年1月4日～1月25日)」に基づき交付した支援金を指します。

第3弾支援金とは、奈良県トラック協会が「奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金(第3弾) 交付要綱(申請期間：令和5年11月1日～12月11日)」に基づき交付した支援金を指します。

第4弾支援金とは、奈良県トラック協会が「奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金(第4弾) 交付要綱(申請期間：令和6年6月3日～7月31日)」に基づき交付した支援金を指します。

今回交付する第5弾支援金は、当初支援金・追加支援金・第3弾支援金・第4弾支援金の受給の有無に関わらず、交付対象に該当すれば受給が可能です。

Q 添付書類の取得手続きに時間が要した場合、令和7年8月1日以降の提出になっても申請可能でしょうか。

→原則不可です。申請受付締切は郵送必着ですので、時間に余裕を持ての申請をお願いします。

Q 営業所単位での申請は可能ですか。

→不可です。事業者単位での申請が必要です。また、第5弾支援金(今回)の申請は1事業者につき、1回限りです。

Q 複数車両所有しており、申請漏れがありました。再度申請は可能ですか。

→不可です。申請は1事業者につき、1回限りです。

Q 申請書類等の提出や事務局への相談をしたいのですが、どこに行けば良いですか。

→来所による申請・相談はお受けしておりません。郵送による申請及び電話による相談をお願いします。

○申請方法・申請期間編

Q 6月1日以降、申請前に法人の合併または分割(分社化)・事業譲渡・相続があった場合、どのように申請すれば良いですか。

→申請日までに法人の合併または分割(分社化)・事業譲渡・相続があった場合、申請日時点の事業者にて申請してください。また、申請期間中に法人の合併または分割(分社化)・事業承継がある場合、左記に関連する事業者全体で1回限りの申請が可能となります。申請前に関係者と調整の上、申請ください。

Q 申請後もしくは交付決定通知受取後に、法人の合併または分割(分社化)・事業譲渡・相続があった場合、支援金は交付されますか。

→「事業者情報等変更届(様式はHP掲載)」及び添付書類(事業の譲渡譲受・合併・分割・相続の認可書等)を速やかに事務局まで提出いただくことで支援金の交付が可能となります。

(HP: <https://narata.or.jp/nenryoushien-r7.htm>)



Q 申請後もしくは交付決定通知受取後に、法人化・申請者の社名・代表者名・本社住所を変更した場合、支援金は交付されますか。

→「事業者情報等変更届(様式はHP掲載)」及び添付書類(履歴事項全部証明書等)を速やかに事務局まで提出いただくことで支援金の交付が可能となります。

(HP: <https://narata.or.jp/nenryoushien-r7.htm>)



○対象者編

Q 奈良県外に営業所があり、奈良もしくは飛鳥ナンバーの登録車両を所有している場合、対象となりますか。

→対象者は、奈良県内に営業所がある事業者に限りますので、対象となりません。

Q 奈良県内に営業所があり、他県ナンバーの登録車両を所有している場合、対象となりますか。

→所有車両のうち、奈良もしくは飛鳥ナンバーの車両のみ対象となります。

Q 本社が奈良県外の場合でも、対象となりますか。

→本社が奈良県外でも、奈良県内に営業所がある場合は、対象となります。

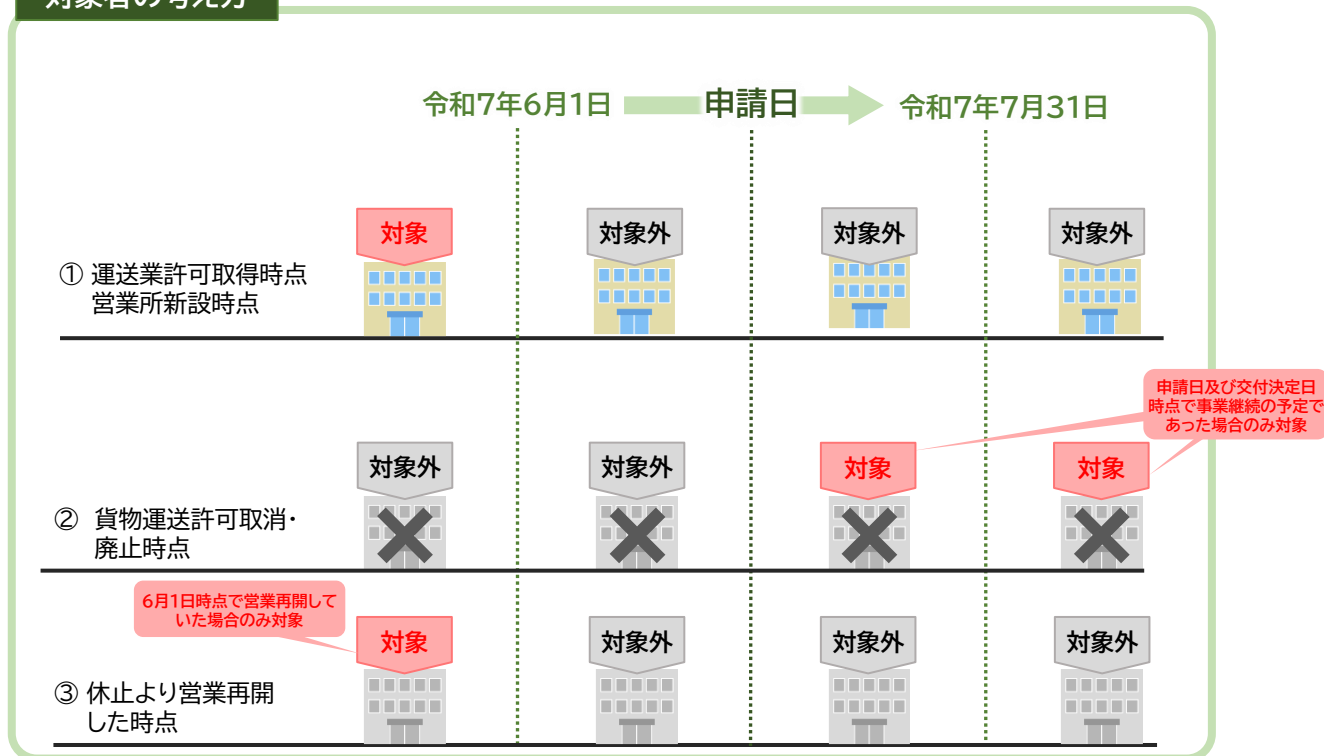
Q 事務所や自宅(個人事業主の場合)は、「営業所」に該当しますか。

→直近の一般・特定貨物自動車運送事業における運輸局への申請時もしくは届出時に、当該場所を営業所として申請もしくは届出している場合は該当することとなります。

Q 最近、運送業許可の取得・営業所の開設・休止・廃止しました。対象となりますか。

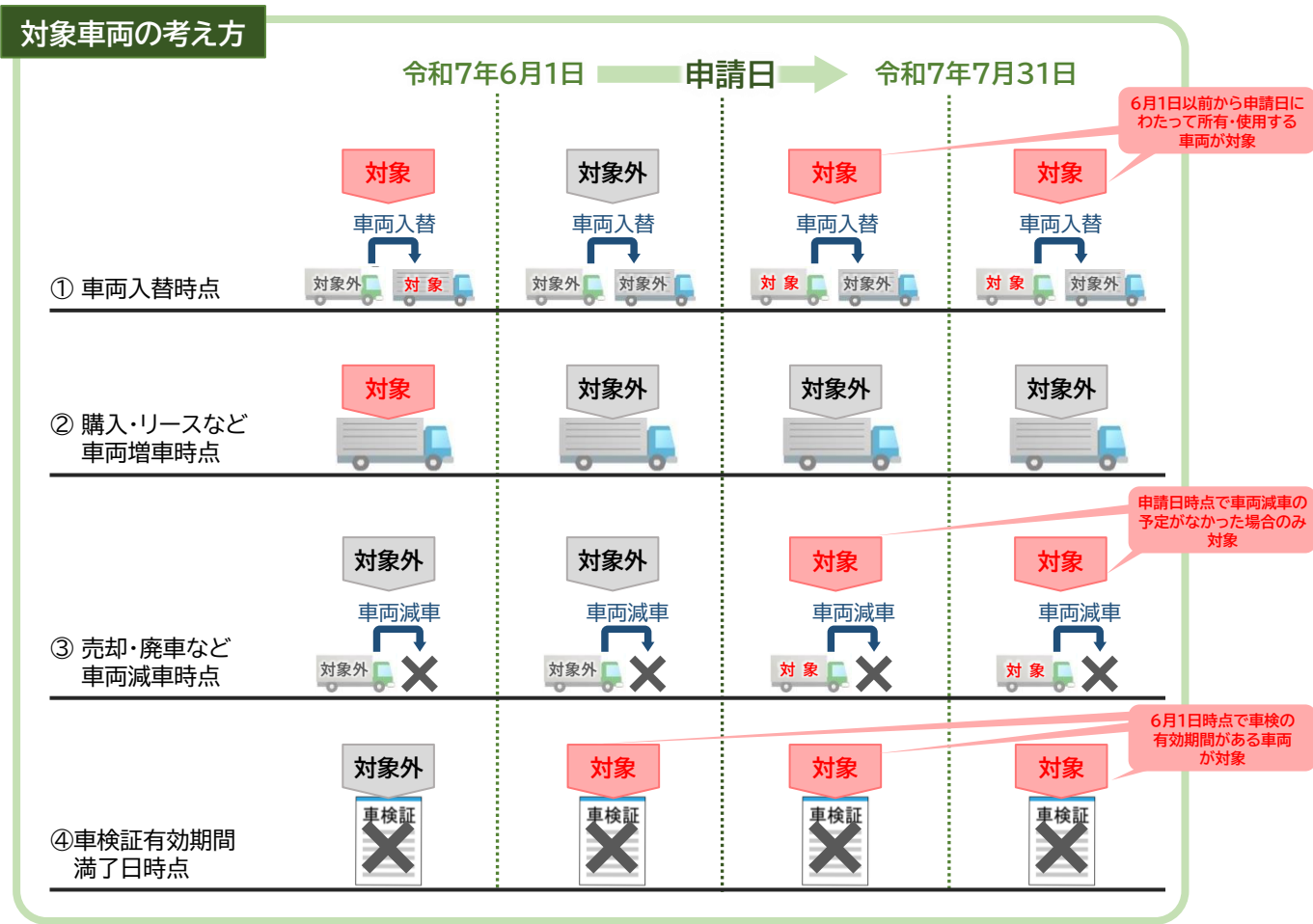
→事例によって、対象となる者と対象とならない者がございます。以下をご確認ください。

対象者の考え方



○対象車両編

- Q リース契約やローン契約している車両は対象となりますか。
→所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社等であっても、使用者、使用の本拠地等の要件を満たし、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。
- Q 特種車両は対象となりますか。
→特種車両であるかに関わらず、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。
- Q けん引車や霊柩車は対象となりますか。
→けん引車や霊柩車であるかに関わらず、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。
- Q 軽自動車や被けん引車は対象となりますか。
→対象となりません。
- Q 最近、車両の増車・減車・入替を行いました。対象となりますか。
→事例によって、対象となる場合と対象とならない場合がございます。以下をご確認ください。



○申請書類・添付書類編

Q 申請書類・添付書類の印刷サイズに指定はありますか。

→原則、申請書類・添付書類は、全てA4サイズで統一してください。また、ファイルには綴じず、クリップ止めをしてください(ホッチキス止めは不可とします)。

Q 申請書兼請求書の「資本金」及び「従業員数」について、奈良県内以外に本社(事業拠点)がある場合、法人全体で記載すれば良いか、それとも奈良県内に該当する額・人数を記載すれば良いのか。

→法人全体の「資本金」及び「従業員数」を記載してください。

Q 添付書類の「通帳等の写し」の『等』とは、他に何を指しますか。

当座口座やインターネットバンキングであり通帳がない場合は、何を提出したら良いですか。

→『等』とは、以下の場合を想定しています。

当座口座及びインターネットバンキングで紙媒体の通帳がない場合は、申請者が発行する請求書や電子通帳(Web通帳)画面のコピー等、「金融機関名・支店名」「預金種類」「口座番号」「口座名義」「口座名義(フリガナ)」が確認できるものをご提出ください。

Q 添付書類の「申請者の身分証明書又は住民票等の写し」の『等』とは、他に何を指しますか。

→有効期限内のパスポートや顔写真付き住民基本台帳カード等を想定しています。

Q 添付書類の「県税の納税証明書(全税目)」はどこで発行できますか。

→別紙「納税証明書の記入要領・取得方法」にて、取得方法等をご確認ください。

Q 添付書類の「自動車検査証記録事項」を紛失した場合、どうすればよいですか。

→ 自動車検査証記録事項を紛失している場合は、以下HPよりダウンロードできる「車検証閲覧アプリ」で、車検証のICタグを読み取り、発行される「自動車検査証記録事項」を印刷の上添付ください。

(国土交通省HP：<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/>)



Q 添付書類の「運輸局からの自動車運送事業の許可書等の写し」の『等』とは、他に何を指しますか。

許可書を紛失している場合、何を提出したらよいですか。

→『等』とは、運輸局もしくは運輸支局が発行する「一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることの証明」等を想定しています。

Q 添付書類の「法人の履歴事項全部証明書の写し」・「納税証明書の写し」・「住民票の写し」は、過去に取得したものを提出しても良いですか。

→申請日以前、3か月以内に発行されたものをご提出ください。

○その他

Q 支援金の振り込みはいつですか。

→審査を通過した事業者より、順次支払いを行います。振り込み時期の見込みについては、交付決定通知の際に、お知らせします。なお、令和7年8月29日までに全交付決定者に対しての支払いが完了する予定です。